

【利用約款】

第1条 (目的)

甲は、本契約に定める条件で、対象システムの構築にかかる業務（以下「対象システム構築」といいます。）を乙に委託し、乙はこれを受託します。

第2条 (契約の履行)

甲および乙は、対象システム構築は、甲乙両者の共同作業を通じて初めて達成されるものであることを認識し、相互に本契約で定める役割分担にしたがい、それぞれの分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施についても誠意をもって協力するものとします。

第3条 (完全合意)

本契約は、締結日現在における甲乙両者の合意を規定したものであり、本契約締結以前に甲乙間でなされた協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提供された各種資料、申入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先します。

第4条 (導入責任者および構築責任者)

1. 甲および乙は、本契約締結後すみやかに、対象システム構築を円滑に推進するための甲における責任者（以下「導入責任者」といいます。）と乙における責任者（以下「構築責任者」といいます。）をそれぞれ定めるものとします。
2. 甲および乙は、対象システム構築に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、前項で定めた導入責任者および構築責任者を通じてのみ行うものとします。
3. 甲および乙は、第1項により定めた導入責任者および構築責任者の変更がある場合には、ただちに相手方に対して、書面をもって通知するものとします。

第5条 (検取確認書の作成)

乙は、甲と別途協議のうえ、乙における対象システム構築および甲における受入検査の基準となる検取確認書を作成するものとします。検取確認書の内容は、甲が発注した見積りに記載された内容に準ずるものとし、甲および乙は相手方の承諾無しに検取確認書の内容を変更できないものとします。

第6条 (納入)

1. 乙は、契約明細に定める納期および納入場所にしたがって、納入物件を甲に納入します。
2. 乙は、納期までに納入物件を納入することができないと判断したときは、遅滞なくその事由および予想される納入日を甲に届けるものとします。
3. 納入の遅滞が、必要な情報等の提供の不備、業務内容の変更、天災地変、交通事故その他の乙の責に期すことのできない事由によるときは、甲は納期につき相当の日数の延長を認めるものとし、乙は履行遅滞の責任を負わないものとします。

第7条 (受入検査)

1. 甲は、契約明細に定める検取期日までに、検取確認書に基づき受入検査を行い、納入物件が検査基準に合致することを確認した場合は、所定の完了書面に導入責任者が押印を行ったうえで、これを乙に交付します。
2. 前項に規定する検取期日までに甲から書面による異議の申し出がない場合は、検取期日の到来をもって検査に合格したものとします。なお、この検査合格をもって、甲の検取は完了したものとします。

第8条 (危険負担)

納入前に生じた納入物件の滅失、毀損による損害は乙の負担とし、納入後に生じた納入物件の滅失、毀損による損害は甲の負担とします。

第9条 (瑕疵担保責任)

第7条に基づく検取完了後、1ヶ月以内に納入物件について検取確認書との不一致が発見された場合には、乙は無償で当該納入物件の修正を行うものとします。

第10条 (乙の一般義務)

1. 乙は、対象システム構築を実施するうえで甲の事業所に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守するものとします。
2. 乙は、対象システム構築の実施のために甲から借り受けた技術資料、業務資料等および甲保有のシステム等の設備、環境、各種資料その他甲の管理物を利用する場合には、善良な管理者の注意をもってこれらを利用するものとします。
3. 乙は、本契約に基づき甲から借り受けた技術資料、業務資料等を、当該資料の利用目的の終了後すみやかに甲に返却するか、甲の指示にしたがった処置を行うものとします。
4. 乙は、対象システム構築に従事する乙の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負い、また業務遂行に関する一切の指揮命令は乙が行うものとします。

第11条 (甲の一般義務)

1. 甲は、乙が対象システム構築を実施するうえで必要となる技術資料、業務資料等および甲保有のシステム等の設備、環境、各種資料その他甲の管理物を適宜乙に無償で貸与するものとします。
2. 乙が対象システム構築を甲の事務所等で実施する場合、甲は当該作業場所を無償で乙に貸与するものとします。
3. 前項に基づき、乙が甲から借り受けた作業実施場所、設備、環境を利用することに伴い発生する光熱費等は、甲の負担とします。

第12条 (再委託)

乙は、本契約に基づき受託した対象システム構築の全部または一部を、乙の責任において第三者に再委託できるものとします。この場合、乙は当該再委託に対して、第17条と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

第13条 (中間資料等の確認)

甲および乙は、本契約の履行過程で、作業の仕様とするための中間資料を作成した場合には、これらの資料（以下「中間資料等」といいます。）につき両者でその確認を行い、導入責任者および構築責任者が当該中間資料等に記名押印することをもって、その確認を確認するものとします。

第14条 (契約金額の変更)

次の各号の一に該当する場合は、乙は甲に対し、再見積りの上契約金額の変更を要求することができます。

- ①甲の提供すべき資料、情報の遅延、誤り等により乙の費用が増えたとき。
- ②納入物件の納入期限が変更されたとき。
- ③次条に基づき検取確認書が変更されたとき。

第15条 (検取確認書の変更)

1. 原則として、確定した検取確認書等の変更はできないものとします。ただし、甲乙協議のうえ定めた書面に変更の内容、理由等を明示し、導入責任者または構築責任者が記名押印を行ったうえで相手方に変更の申入れをした場合はこの限りではありません。
2. 前項但書に基づく相手方からの検取確認書等の変更の申入れがあった場合、甲および乙は、当該申入れがあった日から7日以内に変更の内容およびその可否につき協議を行うものとします。
3. 前項に基づく協議の結果、変更の内容が、本契約に定める金額、納期およびその他の契約条件に影響を及ぼすものであると両当事者が判断した場合には、変更契約書を締結して検取確認書等を変更するものとします。なお、乙の故意または重過失により乙が納期を遅延した場合は、契約金額に対して法定利率の割合による遅延日数分の遅延損害金を甲に支払うものとします。乙は前記の遅延損害金以外、納期遅延に関する責任を負わないものとします。
4. 前項に基づき検取確認書等の変更を行う場合には、甲および乙は、当該検取確認書等を変更した資料（以下「検取条件変更書等」といいます。）を作成します。ただし、甲乙協議のうえ当該変更が軽微なものであると判断した場合には、変更の内容、理由等を明示した書面をもって検取条件変更書等の作成に代えることができます。
5. 導入責任者および構築責任者が前項に基づく検取条件変更書または当該書面に代わる書面に記名押印を行うことにより、検取条件の変更内容が確定するものとします。

第16条 (知的財産権)

1. 本契約の履行の過程で生じた特許権、実用新案権等（特許、実用新案等を受ける権利を含む。以下「特許権等」といいます。）は乙に帰属するものとします。
2. 本契約の履行の過程で創作された著作物の著作権は、乙に帰属するものとします。この場合、乙は甲に対し、当該著作物について、甲が対象システムを使用するために必要な範囲で、無償で非独占的に使用又は利用することを許諾するものとします。

3. 対象システム構築において、第三者に著作権等のある部品やパッケージ、開発ツールを利用する場合、それらのライセンスに関しては、各ツール、パッケージの条件に従うものとします。

第17条 (秘密保持義務)

1. 甲および乙は、相手方の書面による承諾なくして、本契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、本契約期間中はもとより、本契約終了後も5年間は第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。なお、甲および乙は、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示を行うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外します。
 - ①甲または乙が開示を行なった時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
 - ②甲または乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
 - ③第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - ④相手方からの開示以降に開発されたもので相手方からの情報によらないもの

第18条 (支払遅延)

甲が、本契約により生じる債務の弁済を怠ったときは、乙に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利14.4%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第19条 (契約の解除)

1. 甲または乙が次の各号のいずれかにでも該当したときは、相手方は何らの通知、催告を要せず、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - ①手形または小切手が不渡となったとき
 - ②差押え、仮差押え等強制執行または競売の申立があったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき
 - ③破産、清算に入ったとき
 - ④解散もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡したとき、もしくは吸収合併または会社分割したとき
 - ⑤本契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
2. 甲または乙は、前項各号のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。

第20条 (損害賠償)

1. 甲および乙は、故意または過失により、もしくは前条第1項第①号から第④号までのいずれかにでも該当したことにより相手方に損害を与えた場合、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、本契約の解除の有無にかかわらず、損害発生の原因となった作業に対する代金相当額を限度として直接かつ現実に生じた通常の賠償責任を負うものとします。当事者の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接的に生じた損害及び逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第21条 (権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の承諾なく本契約から生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第22条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、以下の各号を表明保証するとともに、将来にわたっても各号を遵守することを確約します。
 - ①自社が反社会的勢力ではないこと
 - ②自社が反社会的勢力に協力・関与していないこと
 - ③自社が反社会的勢力を利用しないこと
 - ④自社の役員、実質的に経営を支配する者、親会社・子会社が前3号のいずれにも該当しないこと
 - ⑤自らが、または第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害および信用の毀損をする行為等を行わないこと
2. 甲または乙は相手方が前項に違反したときは、相手方との間で締結した契約の全て又は一部を解除することができるものとします。なお、この場合、甲または乙は前項に違反した相手方に対して損害を賠償することを要しません。

第23条 (輸出管理)

甲は、本契約に基づき納入された納入物件を輸出する場合は、外国為替および外国貿易管理法等、技術輸出に関する関連法規を遵守するものとします。

第24条 (残存条項)

本契約の終了後も第9条（瑕疵担保責任）、第16条（知的財産権）、第17条（秘密保持義務）、第18条（支払遅延）、第20条（損害賠償）、第21条（権利義務の譲渡禁止）第23条（輸出管理）、第25条（仲裁条項）及び第26条（誠実協議）は引き続き効力を有するものとします。

第25条 (仲裁条項)

本契約に関する争議については、上海国際経済貿易仲裁委員会（SHIAC）に仲裁を申し立て、同委員会の仲裁規則を適用することとします。

第26条 (誠実協議)

本契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。